

令和 8 年度 事業計画(案)

自：令和 8 年 4 月 1 日

至：令和 9 年 3 月 31 日

一般社団法人 和歌山県バス協会

和歌山県バス協会は、地域住民の生活の足として必要不可欠な公共交通機関であるバス輸送を振興するため、バス輸送の安全性の確保やバス輸送サービスの改善、環境対策等の諸施策について、令和 8 年度下記の事項について、取り組むこととする。

記

1. バス事業関係諸制度に対する対応

- (1) 道路運送法等関係法令並びに諸通達を遵守するよう周知する。
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業など国の諸制度の充実と円滑な推進に協力する。

2. 安全対策の推進

- (1) 安全対策プラン「バス事業における総合安全プラン 2030」に基づき各種の安全に関する対策を推進する。
- (2) 運輸安全マネジメント体制の構築が義務付けられたことに伴い、その取り組みが確実なものとなるように努める。
- (3) 高速道路並びに冬季等におけるバスの重大事故防止に万全を期する。
また、春・秋の全国交通安全運動及びわかやま夏・冬の交通安全運動並びに年末年始輸送安全総点検等を推進し、交通安全に努める。
- (4) バス車内事故に関して、その防止を図るため、国・運輸局と連携して「車内事故防止キャンペーン」を展開し、輸送の安全に努める。
- (5) 自動車事故対策機構が行う、運行管理者研修の受講並びに運転者適性診断の受診を推進し、運輸局が行う整備管理者研修の受講に協力する。
- (6) 大規模災害に備え、必要とされる緊急対策を習得することを目的に、積極的な情報収集等を行う。

3. 人材確保に向けた取り組みについて

喫緊の課題であるバス運転者の確保については、昨年に引き続き、国並びに和歌山県が行う支援策等を積極的に活用し、協会においては今年度もその実情をテレビ CM 等で広報を行うこととする。

4. 環境対策の推進

- (1) 地球温暖化の減速及び大気環境の改善に資するため、国の「ディーゼルクリーン・キャンペーン」に協力し、エコドライブ推進運動を展開する。

5. 乗合バス事業に関する諸問題への対応

- (1) 生活交通確保のための「交通対策地域協議会」並びに、地域公共交通確保維持改善事業に係る「地域公共交通会議」においては、実情に沿った業界の意見が充分反映されるよう努める。

(2) バリアフリー対策を推進し、輸送の安全及び旅客の利便性向上に努める。

6. 貸切バス事業に関する諸問題への対応

- (1) 貸切バス事業では、国及び県が進める観光振興や需要喚起のための施策について、業界全体が連携して旅客需要を取り込むこととする。
- (2) 貸切バスの運賃・料金については、新運賃制度に基づく公示運賃制度による適正な運賃・料金の収受に努める。
- (3) 「近畿白バス対策連絡会議」と連携して、白バス等の貸切営業類似行為の排除に努める。
- (4) 貸切バス事業者の安全性等評価認定制度については、運行管理の強化と更なる事故防止を目的とした制度の見直しがなされたことを受け、より一層の安全に対する意識の向上が高められるよう本制度の充実に努めることとする。

7. 運輸事業振興助成交付金事業について

日本バス協会の中央事業において、バス運転者人材確保事業とあわせて新規事業の「外国人運転者の大型二種免許取得養成助成事業」「女性活躍のための環境整備支援事業」についても、その活用を推進する。

地方事業としては、昨年に続いて、SAS（睡眠時無呼吸症候群）簡易検査の助成とあわせて、今年度から新たに脳（MRI）ドック検査についても費用の一部を助成する。

また、バス輸送の施設整備、輸送サービスの改善、輸送の安全確保等に係る助成についても引き続き実施する。

8. 広報活動

- (1) テレビ、新聞等の報道媒体を活用（CM 放映・イベント情報提供）して広くバス業界の役割を PR する。
また、9 月 20 日の” バスの日 ” は、啓発グッズ等を作成し、この取り組みについて広報する。
- (2) バス事業に関する情報については、ホームページ等を活用して、広く県民の皆様に提供していくこととする。

9. 表彰事業について

協会単独で行う表彰事業について、その実施に向けた検討を行う。
（運転者会長表彰ほか）

10. 講習会・研修会等

輸送サービスの向上を目的とした講習会、研修会等についての企画検討、また、安全輸送に関して、訓練等の企画もしくは、他機関が実施するものへの参画。あわせて、本年度においても安全運行と事故防止の意識の向上を図るために、飲酒運転防止対策研修会等を開催する。